

はじめに

このニュースレターも今回で第3号となります。これまで保険会計の特徴や税務についてお伝えしてきましたが、今回はハワイを中心として、実際にキャプティブを設立する際に考えなければならない事項、キャプティブの利点・問題点、設立プロセスや継続的な報告義務についてご案内いたします。

最低資本金の60%と支払備金の100%、そしてさらに未経過保険料準備金の100%の合計額以上の資産を常に保有していなければなりません。

キャプティブ保険会社とは? (定義と特徴)

キャプティブ保険会社とは「キャプティブ・ドミナイル」と呼ばれる設立地でキャプティブ法に基づいて設立、運営されている保険会社です。キャプティブ・ドミナイルとはキャプティブ法が整備された国、州、地域などを指します。通常キャプティブ保険会社は、親会社や関連会社のリスクを元受保険あるいは再保険として引き受けます。また、同業者団体や組合などの複数の同類企業の保険をグループとして引き受けることも可能です。キャプティブは保険会社ですから、保険料を関連会社やメンバー会社から徴収・蓄積し、事故に備えます。こうして蓄積された保険料は、保険金として支払われるまでの間投資運用され、投資収入を生み出し、会社全体あるいは組合の利益に貢献することになります。

一般的にキャプティブは、ピュア・キャプティブ、グループあるいはアソシエーション・キャプティブ、レンタ・キャプティブの3種類に分類されます。それぞれのクラスはハワイ州での分類です。

- (1)ピュア・キャプティブ (クラス1&2)
シングルペアレント・キャプティブとも呼ばれる。単一親会社を持ち、主に自社グループのリスクを引き受ける。
- (2)グループあるいはアソシエーション・キャプティブ (クラス3)
同業者団体や組合など共通性を持つ複数の個人、あるいは機関や企業が親会社となり、その複数個人や機関・企業のリスクを引き受ける。

キャプティブ保険について

ご存知でしたか…?

- ▶ キャプティブ保険会社設立の最終判断をするためにフィージビリティ・スタディを行うのが一般的ですが、そのためにはまず最初に必要情報を収集し、アクチュアリーによる損害分析を行います。通常、現行保険の内容(保険期間、免責額、限度額)や過去5年間の保険料データと事故データをもとに損害分析を行います。
- ▶ アクチュアリーによる損害分析をもとにフィージビリティ・スタディを行います。この時、Pro Forma Financial Statements (見積もり財務諸表)を作成しますが、Expected (予想通り)とAdverse (予想外の損害)を想定した二種類の見積もり財務諸表を作成します。フィージビリティ・スタディ完成までの所要時間は約一ヶ月前後とみられます。
- ▶ キャプティブ設立が決定してから設立手続きが完成し、キャプティブ保険会社の運営が始まるまで、通常約2ヶ月前後かかります。設立手続きについては、今回のニュースレターでさらに詳しく紹介します。
- ▶ 設立地によって、それぞれキャプティブ保険会社の経営の安全性を示す基準(ソルベンシーマージンや最低資本金・剰余金など)が定められています。例えば、ハワイでは保険局長が設定した

IN THIS ISSUE

1 キャプティブ保険について
ご存知でしたか…?

2 キャプティブ保険会社とは? (定義と特徴)

第3号2010年5月31日

- (3) レンタ・キャプティブ (クラス4)
ハワイではスポンサード・キャプティブとも呼ばれる。キャプティブ・オーナーが保険会社の機能を持つ「セル」を貸し出す構造。従って被保険者はキャプティブ・オーナーと関係なし。

キャプティブ保険会社とは？

(利点と問題点)

利点

- ▶ **コスト削減**
予見可能な高頻度、低重度の損害の一部をキャプティブが保有することによって、これまで一般保険会社に支払っていた保険料をキャプティブ収入とし、諸経費を差し引いた金額を自社キャプティブで保有することができる。予想通りであった場合、コスト削減ができる。
- ▶ **キャッシュフローの改善**
未経過保険料準備金や支払備金など保険会計上の特性を活用して課税を繰り延べするなどキャッシュフローを改善することができる。
- ▶ **リスクマネジメントの向上**
リスクを自社キャプティブが保有することから、リスクを低減させようというインセンティブが働く。また、別法人であるキャプティブで会計、保険情報を管理することから、より明確にリスク・コストを把握することができる。キャプティブを利用して効率的且つ統一されたグローバル保険プログラムを構築することができる。
- ▶ **フレキシブルに対応**
一般保険市場での引受が困難だったり引受にギャップが生じたりした場合、キャプティブで引き受けることができる。
- ▶ **再保険市場へのアクセス**
適切な再保険料で再保険を購入し、キャプティブ自体のリスクを制限することができる。

問題点

- ▶ **増資が必要となる可能性**
想定外の損害により、キャプティブへの増資が必要となる可能性がある。また、増資が不可能な場合、キャプティブの倒産、あるいは保険当局による業務差し止めや営業許可取り消しとなる可能性がある。

- ▶ **保険市場の影響**
保険市場の変動により予想したキャプティブによる再保険手配が不可能となったり、キャプティブの保険料収入が減少する可能性がある。
- ▶ **キャプティブ閉鎖に承認が必要**
キャプティブが保険引受を停止し閉鎖する際に、保険当局による承認が必要となる。原則としてすべての損害クレームを支払い終わるまでキャプティブは営業を継続しなければならない。支払い義務を他の保険会社の引き継ぐ、あるいは再保険のみを引き受けている場合であれば、元受会社に出再停止を交渉して合意に達すれば、全損害を支払い終わるのを待たずに閉鎖の申請が可能。
- ▶ **時間、労力、費用**
キャプティブ設立に先立って、そのしくみ、活動内容や会計などを理解する必要があり、設立準備、設立手続きから運営まで時間、労力、費用がかかる。
- ▶ **設立直後にキャプティブの効果は不明確**
設立後最低でも3年~5年後になってからでないとキャプティブの本当の効果はわからない。設立直後に想定外の損害が発生した場合、キャプティブが利益を上げるまでさらに時間がかかる。

キャプティブ設立に適している企業は？

(キャプティブオーナー)

- ▶ 予見可能な損害(高頻度、低重度)がある。
- ▶ 市場平均を下回る損害率、損害率が高くてもロスコントロール改善。
- ▶ 保険未加入あるいは保険手配が不可能なリスクを持つ。
- ▶ グローバル保険プログラムに統一したい意向。
- ▶ 自社グループの顧客に保険商品を販売できる見込みがある。

キャプティブ関係者 (キャプティブ運営)

親会社:

- ▶ 財務部 (保険、リスク管理、リスクファイナンス)
- ▶ 総務部 (保険手配)
- ▶ 法務部

行政:

連邦政府

- ▶ 税務：法人税 [IRS]

ハワイ州

- ▶ 会社登記 [Business Registration Division, DCCA]
- ▶ キャプティブ監督官庁 [Insurance Division, DCCA]
- ▶ 保険料税 [Insurance Division, DCCA] 州による法人税課税なし

日本

- ▶ 日米租税条約 [財務省]
- ▶ 保険業務監督 [金融庁]

サービスプロバイダー:

- ▶ キャプティブマネジャー
- ▶ 銀行/投資アドバイザー
- ▶ 会計監査人
- ▶ 保険数理士
- ▶ 弁護士

キャプティブオーナーは、自社キャプティブを理解すると同時に、キャプティブマネジャーに対して運営方針などを的確に伝える必要があります。そうした指示のもと、監督官庁や他のサービスプロバイダーと連携してキャプティブ運営がスムーズに進むようにキャプティブマネジャーが対応します。

キャプティブ設立のプロセス

- (1) 現行保険プログラムの審査
- (2) キャプティブの費用便益分析を行い、現行保険プログラムや他のリスクファイナンス案と比較する
- (3) 最適案を判断
- (4) 親会社の決議
- (5) 設立地の選択
- (6) キャプティブマネジャーの選任

キャプティブを検討するにあたって、まず第一に現行保険プログラムを審査する必要があります。慎重な審査の後、キャプティブを含むいくつかのリスクファイナンス案を構築し、それぞれを比較検討する必要があります。場合によってはこの時点で、キャプティブが最適な案ではないことが判明するかもしれません。審査の結果、キャプティブが最適だった場合、必要な社内決済や承認を得た後、まず設立地を選択する必要があります。設立地のインフラ、税務、キャプティブが引き受け可能な保険種目の制限など色々な条件を考慮した上で設立地を選択します。外部リスクコンサルタントなど専門家の意見やアドバイスは、キャプティブ設立そして運営してゆく過程で企業にとって有益かもしれません。次にキャプティブマネジャーを選任する必要があります。一般的にキャプティブマネジャーは、キャプティブの設立・運営の経験が豊富ですので、監督官庁やサービスプロバイダーとの面談を設定したり、申請書を作成したり、キャプティブの設立におけるすべての過程でのサポートを提供します。また、設立後は、そのキャプティブの運営がスムーズに進むようサポートします。設立地によって手順が多少異なるかもしれませんが、ここからは設立地としてハワイを選択したことを前提とします。

(7) キャプティブの社名選択

(8) 保険当局との初期面談

(9) サービスプロバイダーの選任

設立地とキャプティブマネジャーを決めたら、キャプティブの社名です。「insurance」、次は「reinsurance」、「assurance」のいずれかを社名の一部とすることが義務付けられていたことも過去にはありましたが、現在はその必要がありません。しかしながら、キャプティブ設立申請書式には、社名に「insurance」の単語を使うことを義務付ける文言があり、ハワイにあるキャプティブのほとんどが社名にこれらの単語を使っています。また、社名を選択する際には、同一もしくは類似社名が既に存在する場合に備えて、最低二つの候補社名を選択されることをお勧めします。次に保険局の代表者と会って予定されているキャプティブプログラムの説明をします。この面談でキャプティブ設立手続きを開始してもよいかどうかキャプティブ・アドミニストレーターから指導を受けます。手続き開始の指導があれば、ビジネスプランや申請書の作成に入ります。この時、プ

プログラムの変更を勧められることもあります。その場合には、キャプティブ・アドミニストレーターの助言に従ってプログラムを変更するのが賢明です。変更の内容についてキャプティブ・アドミニストレーターとの協議が必要な場合には、キャプティブマネジャーが親会社をサポートします。また、親会社の代表者が当局との面談のためハワイに滞在中に、弁護士、監査法人や銀行などの各サービスプロバイダーとの面接も行ったうえで、サービスプロバイダーを選任する例も多くあります。サービスプロバイダーとの面接時間や機会がなくても、キャプティブマネジャーがその選任のお手伝いをします。

(10) ビジネスプランと申請書を作成

(11) 申請書類一式と申請手数料(\$1,000)を提出し、公益証明書を請願

次のステップは設立申請書の作成です。キャプティブマネジャーが、親会社から提供された情報に基づいてビジネスプラン及び申請書を作成します。申請書作成にあたり、親会社の財務情報、包括的保険プログラム、簡単な社史などの情報が必要となります。また、キャプティブの取締役や役員を選任する必要があり、同時に各取締役及び役員の経歴書も必要です。このような準備が進む中、弁護士がキャプティブの会社定款や付随定款を作成します。こうしてキャプティブマネジャーや弁護士が作成した書類を親会社で見直した後、申請書類一式が保険局に正式に提出されます。

(12) 公益証明書を受け取り会社設立手続き書類を作成

(13) 会社設立手続き書類を商業・消費者庁、法人登記局に登記手数料と公益証明書と共に提出

公益証明書が発行されると同時にそのコピーが弁護士に送られます。弁護士は公益証明書、会社定款、付随定款、設立・登記手数料(\$50)を法人登記局に提出して会社設立及び登記手続き完了となります。

(14) 会社登記完了後、連邦識別番号を取得したうえで銀行口座を開設して資金投入

(15) 財務状況証明書と営業許可証手数料(クラス1&2: \$300、クラス3: \$500、クラス4&5: \$1,000)を保険局に提出

(16) 保険局長が営業許可証を発行

会社登記が完了したら、連邦識別番号 (Federal Employer Identification Number) を取得します。連邦識別番号がなければ銀行口座を開設することはできません。キャプティブの銀行口座への資金投入が確認されたら、キャプティブマネジャーもしくは弁護士が財務状況証明書を作成します。この証明書にはキャプティブの社長とセクレタリーの公証済みサインが必要となります。日本では公証手続きに手間がかかることから、キャプティブ・アドミニストレーターは親会社の社内における証人の面前でのサインでも許可しています。営業許可証がおりたらいよいよキャプティブ運営開始です。

キャプティブ設立のプロセス

このニュースレターのはじめにもご案内しましたが、キャプティブ保険会社とは「キャプティブ・ドミサイル」と呼ばれる設立地でキャプティブ法に基づいて設立、運営されている保険会社です。

従って、それぞれの設立地で決められた申請・報告義務があります。ここではハワイ州での申請・報告義務を説明します。

ハワイ州保険局への年次報告

提出期日	書式	種類
3月1日	CAP-001	保険料税申告書
3月1日	CAP-003	経済効果報告書
3月1日	なし	設立趣意書や付随定款などの修正.
3月1日	NAIC 書式	年次報告書
3月1日	なし	コンプライアンス証明書
3月1日	CAP-005	休止状況報告書
4月1日	なし	年次営業許可証更新手続き
クラス 1, 2, 4 & 5: 会計年度終了後6ヶ月 目の最 クラス 3: 6月1日 ブランチ・キャプティブ: ホーム・ドミサイルで提出後 30日以内	なし	監査済み財務諸表
クラス 1, 2, 4 & 5: 会計年度終了後6ヶ月 目の最 クラス 3: 3月1日 ブランチ・キャプティブ: ホーム・ドミサイルで提出後 30日以内	なし	アクチュアリー意見書/支払準備金証明書
クラス 1, 2, 4 & 5: 会計年度終了後6ヶ月 目の最 クラス 3: 3月1日 ブランチ・キャプティブ: ホーム・ドミサイルで提出後 30日以内	CAP-002	キャプティブ質問表
クラス 1, 2, 4 & 5: 会計年度終了後6ヶ月 目の最 クラス 3: 3月1日 ブランチ・キャプティブ: ホーム・ドミサイルで提出後 30日以内	CAP-006	必要最低資本金及び剰余金報告書

保険料税申告書(CAP-001)

以下の二種類の金額を記入

- (A) ハワイ及びハワイ以外のリスクに対する元受保険料及び再保険料
- (B) 返金した保険料、ハワイ以外で保険料税を納付済みの保険料、元受会社が保険料を納付済みの再保険料収入

(A) (B) のいずれも暦年ベースでの合計額を記載します。申告書の指示により(A)から (B)を差し引いた残高額、つまり元受保険料のみに対してハワイ州による保険料税が課せられることとなります。

経済効果報告書 (CAP-003)

ハワイで発生した下記費用の金額を記入

- (A) 弁護士費用
- (B) 監査費用
- (C) キャプティブマネジメント費用
- (D) 信用状費用
- (E) 保険料税
- (F) その他 (明記する)
- (G) その他のハワイでの間接的支出(推定金額)

上記各費用の他にハワイで投資運用されている金額、ハワイ州内でのキャプティブ管理業務の割合、キャプティブに直接的あるいは間接的に関連してハワイに滞在した際の宿泊数を報告する必要があります。費用はすべて発生ベース、暦年ベースで報告し、投資金額は12月31日時点の市価で報告します。

会計事務所に支払う税務申告準備費用や銀行に支払う手数料などが(F)の項目の例です。(G)のその他のハワイでの間接的支出の例としては、キャプティブの取締役会出席などのキャプティブ業務のためにハワイ滞在中のホテル宿泊費や食事代、タクシー代などの出費が挙げられます。

この報告書の目的はキャプティブ産業のハワイ経済への影響度を数値化することにあります。この報告書に代表者の署名は必要ありません。

設立趣意書や付随定款などの修正

当該報告期間中に設立趣意書や付随定款をハワイ保険局に未報告、あるいは承認を受けていない修正があった場合、州、郡、あるいは設立地の機関によってそのような修正を証明する証書の原本を保険局に提出する必要があります。

NAIC書式の年次報告書

クラス3キャプティブのみに報告が義務付けられています。8.5インチx 14インチのNAIC書式に最低2名の役員による公証済み署名が必要です。

コンプライアンス証明書

ブランチ・キャプティブのみに報告が義務付けられています。親キャプティブの設立地の監督官庁が発行するコンプライアンス証明書とともにその監督官庁が発行した直近の審査報告書の認証謄本をハワイ保険局に提出しなければなりません。

休止状況報告書

当該報告期間中に保険を全く引き受けていなかったキャプティブが提出します。

年次営業許可証更新手続き

キャプティブのクラスによって支払う営業許可証更新手数料が異なります。

監査済み財務諸表

クラス	更新手数料
1 & 2	\$300
3	\$500
4 & 5	\$1,000

キャプティブは保険局から認められた公認会計士による会計監査を毎年受け、監査済み財務諸表2部を保険局に提出することが義務付けられています。この監査済み財務諸表には、少なくとも貸借対照表、損益計算書とキャッシュフロー報告書が含まれていなければなりません。

クラス1、2、4、5のキャプティブはUS GAAP(米国一般会計原則)もしくは保険局長の承認を得たその他の包括的会計基準に基づいた財務諸表を保険局に提出する必要があります。クラス3のキャプティブはSAP(法定会計原則)に基づいた財務諸表を提出します。

アクチュアリー意見書/損害準備金証明書

米国アクチュアリー・アカデミーの会員もしくはその他の支払備金分析の専門家が発行したアクチュアリー意見書2部を保険局に提出しなければなりません。

クラス1、2、4、5のキャプティブは、保険局長が適切と判断した支払備金専門家によって発行されたアクチュアリー意見書を使用することができます。

キャプティブ質問表

サービスプロバイダーやキャプティブが引き受ける、あるいは出再している保険種目や契約しているサービスプロバイダーについての質問表です。

ハワイ州法人登記局への年次報告

提出期日	書式	種類
会社設立日が該当する四半期末日	オンライン	内国営利法人年次報告書(\$15.00)

ハワイ州法人登記局からファイル番号を記載した通知はがきがキャプティブに送られます。通知はがきを受け取ったら登記局のホームページに行き、ファイル番号を使ってログインすると会社登記を更新することができます。この時、クレジット

必要最低資本金及び剰余金報告書

認可を受けた投資方針がない場合にはCAP-006(a)、認可を受けた投資方針がある場合にはCAP-006(b)を提出します。会計年度末現在の金額を報告しなければなりません。

カード番号を使って更新手数料を支払うことができます。クレジットカードでの支払いをしない場合には、インターネット上の報告書を印刷したうえで代表者のサインをして\$15.00の小切手とともに登記局へ郵送して更新することも可能です。

連邦税の申告

連邦法人税の申告

提出期日	書式	種類
3月15日	7004	法人税、情報、その他の申告期日の延期申請書
9月15日	1120-PC	延期申請した場合のアメリカ損害保険会社法人税申告書

連邦法人税の予定納税

提出期日	書式	種類
4月15日	N/A	第1四半期予定納税
6月15日	N/A	第2四半期予定納税
9月15日	N/A	第3四半期予定納税
12月15日	N/A	第4四半期予定納税

連邦法人税の申告と予定納税

キャプティブが単独で保険会社として税務申告する場合、通常、キャプティブの税務アドバイザーもしくは親会社の税務部が書類を準備し、キャプティブに手続きの指示をします。予定納税も同様にキャプティブの税務アドバイザーもしくは親会社の税務部が支払い金額を算出し、キャプティブに支払手続きの指示をします。

キャプティブが親会社の連結税務申告の対象となる場合、単独での税務申告や予定納税の必要はありません。そうした場合には、一般的に親会社の税務部から税務申告の時期になるとキャプティブの財務情報提供の依頼があります。そうした情報を提供後、親会社で連結税務申告手続きが行われます。

FiRMSのご案内

ファーストリスク・マネジメントサービス株式会社(FiRMS)は、保険ブローカーが中心業務である大多数のキャプティブマネジメント会社とは違い、キャプティブマネジメント業務のみを行う専門会社です。保険ブローカー系のキャプティブマネジメント会社では、再保険手配、数理分析やその他のサービスを含む包括的サービスを提供できることを謳っていますが、当社ではキャプティブ保険のマネジメントを専門的に行い、自社系列の業者を推薦・選択するのではなく、それぞれのキャプティブのニーズに応える最適な業者を検討・選択し、各業者と連携してキャプティブの運営をより効率的にサポートします。つまり、当社では型どおりのサービスではなく、個々のお客様にもっとも適切なソリューション（カスタマイズド・ソリューション）をきめ細かく提供して参ります。

担当者

Colin Teraoka (コリン・寺岡)

Phone: 808-527-7465

E-mail: colin.teraoka@ficom.com

ハワイ州公認キャプティブマネジャー

7年に及ぶキャプティブマネジメント経験

財務・会計業務経験

国際税務

母国語：英語

国際基督教大学卒

MBA取得

米国公認会計士